

第52回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第52期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）

事業報告

1. 業務の適正を確保するための体制
（内部統制システムの構築に関する基本方針）
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

計算書類

個別注記表

株式会社 **ジャステック**

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jastec.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

1. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの構築に関する基本方針）

（2022年11月30日現在）

当社は、会社法および会社法施行規則に基づいて、次のとおり当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備します。（会社法第399条の13第1項第1号口およびハ）

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第110条の4第2項第1号）

- ① 当社は、法令に基づく備置書類および公告義務書類をはじめ、取締役会議事録、稟議書その他の会社経営および業務執行に係る重要文書の保存およびその管理を適正かつ円滑に行うことを目的として、情報センターを設置しており、文書管理規程および情報センター運営規則に基づき、重要文書の登録、保存および閲覧等に関する取扱いを一元的に管理することとします。
- ② 当社は、情報セキュリティマネジメントマニュアル等の諸規程等を定め、当社が取扱うすべての情報資産を適切に保護するための情報セキュリティマネジメントシステムを確立して、情報処理設備およびそこで取扱う情報の不正利用、破壊および滅失の防止ならびに天災等からの保護に努めることとします。
- ③ 取締役および監査等委員である取締役は、情報センターに保存管理されている会社経営および業務執行に係る重要文書について、随時閲覧できることとします。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第110条の4第2項第2号）

- ① 当社は、営業、開発、法令、情報セキュリティ、財務等に関連するリスク、あるいは病災、自然災害等のリスクについて、関連規程、ガイドライン、マニュアル等を定め、リスクの予防、発見および適切な対応を実施することとします。
- ② 当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、役職員による不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努めることとします。
- ③ 当社は、次の国際標準のマネジメント要件を具備したマネジメントおよびそのリスクに対処するシステムを構築しており、継続的かつ実践的な運用を行うこととします。
 - 1) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）
 - 2) 品質マネジメントシステム（ISO9001、CMMI）
 - 3) 環境マネジメントシステム（ISO14001）
- ④ 当社は、事業継続計画を策定して災害等による損失の危険に備えるとともに、企業集団の全般的な取組みとして、当社および企業集団の業務に係るリスクを識別し対処する包括的なシステムを構築し、事業の継続を確保するための体制を整備することとします。

(注)CMMIとは

CMMI(Capability Maturity Model Integration :『能力成熟度モデル統合』)は、組織のあらゆるビジネスプロセスに対する能力度と組織の成熟度を評価する国際標準の指標です。

米国カーネギーメロン大学のソフトウェア工学研究所(SEI)が開発したモデル群で、組織がプロセスを改善することに役立つベストプラクティスを適用する手引きを提供しています。これらのベストプラクティスは、顧客および最終利用者のニーズを満たすための高品質の製品とサービスを開発する活動に焦点を合わせています。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第3号）

- ① 当社は、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程をはじめとする諸規程において、職務権限およびその行使に関する所定の手続きを定め、取締役会、代表取締役社長、取締役、執行役員および管理職社員の責任と権限を明確にし、業務を執行することとします。
- ② 当社は、中長期事業計画、年度総合予算および経営課題等に関する重要な経営情報の共有化を図る一方、代表取締役社長直轄の組織として、各部署の業務計画に対する進捗状況、予測状況およびそれらの推移に係る予算統制を執行する「予算編成委員会」を設置しており、予算編成委員会は予算統制状況を定時取締役会へ報告することとします。
- ③ 当社は、執行役員制度を導入しており、「取締役会の経営に関する意思決定機能ならびに業務執行に対する監視監督機能およびその責任」と「執行役員の業務執行機能およびその責任」との区分を明確化することとします。

(4) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第4号）

- ① 当社は、法令の遵守はもとより広く社会一般から求められている価値観や倫理観に基づいて誠実にかつ責任を持って行動するために、「企業行動憲章」を定めており、この憲章を遵守して企業活動に取り組むこととします。
- ② 当社は、「企業行動憲章」で『良き企業市民として、社会の発展に貢献するとともに、広く社会に眼を開き、企業の行動が社会常識から逸脱しないよう常に注意を払い、政治および行政との適切な関係を保つ。』ことを会社の内外に向けて宣言するとともに、「企業行動憲章に基づくコンプライアンス行動指針」を定め、市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する旨を役職員に周知し、徹底することとします。
- ③ 当社は、代表取締役社長直轄の「CSR委員会」を設置しており、企業のガバナンス体制およびコンプライアンス体制の構築と整備ならびに監視を行なうこととし、企業の社会的責任、企業倫理および法令遵守の意識の周知徹底を図ることとします。

- ④ 当社は、社員がコンプライアンスに関して問題等を発見した場合の相談および通報窓口として社内に「ヘルプライン」を設置するとともに、社外の法律事務所に社内から独立した通報窓口を設置することとします。その担当部門であるコンプライアンス室は通報の状況について、通報者の保護に配慮したうえで、取締役会および監査等委員会に適時報告することとします。
- ⑤ 当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、業務執行ラインとは異なる立場で会計監査、組織および制度監査、業務監査等を実施し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を取締役会および監査等委員会に定期的に報告するとともに、監査対象部署に改善事項を勧告してその改善状況を監視することとします。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第5号）
 - (5) -1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（会社法施行規則第110条の4第2項第5号イ）
 - ① 毎月開催する当社の定時取締役会において、各子会社の業務計画に対する進捗状況および事業年度末における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有化して対策できる環境を整備し、その充実を図ることとします。
 - (5) -2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第110条の4第2項第5号ロ）
 - ① 当社は、当社および企業集団の業務に係るリスクの識別と対処についての包括的なシステムを構築し、事業の継続を確保するための体制を整備することとします。
 - (5) -3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第5号ハ）
 - ① 代表取締役社長直轄の監査室は、企業集団の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するために業務監査を実施または統括し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を取締役会および監査等委員会に定期的に報告するとともに、監査対象会社に改善事項を勧告してその改善状況を監視することとします。
 - ② 監査等委員会が企業集団の連結経営に対応した企業集団全体の監視および監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査等委員会と会計監査人および監査室との緊密な連携体制を構築することとします。
 - (5) -4. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第5号ニ）
 - ① 当社は、企業集団各社のCSR(Corporate Social Responsibility)ならびに経営理念および基本戦略を尊重するとともに、業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策ならびに企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要な規範および規則を整備することとします。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第1号）
 - ① 当社は、監査等委員会が職務の補助者を要請する場合には、監査等委員会付社員を置くこととします。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かないこととします。

- ② 当該社員の任命、異動等人事権に係る事項については、監査等委員会の事前の同意を得て、取締役会が決定することとします。
- (7) 前号の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第2号）
 - ① 監査等委員会の要請に基づいて監査等委員会付社員を置く場合、当該社員は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
 - ② 当該社員の人事考課等については、監査等委員会の評価に基づいて監査等委員会の事前の同意を得て取締役会が決定することとします。
- (8) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第3号）
 - ① 監査等委員会付社員を置く場合、当該社員が監査等委員会の指揮命令に従うものである旨を周知徹底することとします。
- (9) 監査等委員会への報告に関する体制（会社法施行規則第110条の4第1項第4号）
- (9) -1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第4号イ）
 - ① 当社は、毎月開催する定時取締役会において、各部署の業務計画に対する進捗状況および事業年度末時点における予測状況ならびにそれらの推移を報告することとしており、必要に応じ、監査等委員以外の取締役および社員の職務執行について意見交換を実施することとします。
 - ② 監査等委員以外の取締役および社員は、法令または定款に違反する重大な行為および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告することとします。内部通報窓口へ寄せられた情報は、担当部門が通報者の保護に配慮したうえで、取締役会および監査等委員会に適時報告することとします。
 - ③ 監査等委員は、「情報センター」に保存管理されている会社経営および業務執行に係る重要文書について、独自の判断に基づき随時閲覧可能となっており、必要な場合には、監査等委員以外の取締役および社員に説明を求めることができることとします。
- (9) -2. 子会社の取締役および使用人または当該取締役および使用人から報告を受けたものが当社の監査等委員会に報告をするための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第4号ロ）
 - ① 子会社の取締役および社員は、法令等の違反行為および企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を当該子会社の監査役ならびに当社の監査等委員会および当該子会社を管理する当社部門に報告することとします。
- (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第5号）
 - ① 当社は、監査等委員会への報告を行った当社ならびに子会社の取締役、監査役および社員に対して、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、企業集団の役職員に周知することとします。

- (11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第6号）
- ① 監査等委員が職務の執行に伴う費用の前払等の請求をしたときは、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用または債務を支払うこととします。
 - ② 監査等委員の職務の執行に伴い発生する経常的な監査費用については、毎期、一定額の予算を設けることとします。
- (12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第7号）
- ① 監査等委員は、必要に応じて会計監査人および顧問弁護士等の意見を求め、また、監査室の内部監査結果の報告を受け、適時、当該関係者との意見交換を実施することができることとします。
 - ② 監査等委員は、会計監査人の四半期レビューおよび期末監査に係る関連各部署責任者への結果報告会に出席するとともに、会計監査人からの監査状況の報告連絡会等において、意見交換を実施することができることとします。
 - ③ 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、監査上の課題および監査体制の整備等について意見交換を実施することができることとします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、前項に記載した「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における主な運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況

当社の当事業年度における会議の開催状況は、以下のとおりであります。

取締役会は13回開催し、監査等委員以外の取締役および監査等委員である取締役が出席して、取締役の職務の執行の適法性および妥当性の観点に基づき、その職務を監督しました。また、監査等委員会は13回開催し、監査等委員である取締役全員が出席して、取締役および当社の業務執行の監査等を行いました。

(2) 反社会的勢力の排除

当社では、総務経理本部が反社会的勢力の排除に向けて、関係部署に取引先と反社会的勢力排除の覚書の締結を指示および指導することに加え、外部情報を活用して反社会的勢力ではないことを確認しております。

(3) 内部通報制度の充実

当社は、コンプライアンス室のヘルプラインおよび社外通報窓口が、社員のコンプライアンスに関する問題等を発見した場合の相談および通報窓口として対応していることを確認するとともに、内部通報制度が機能していることを確認しました。

(4) 内部監査の実施および報告

当社では、監査室が業務執行ラインとは異なる立場で内部監査を実施し、その監査結果を取締役会および監査等委員会に定期的に報告しております。

(5) マネジメントシステムの登録更新

当社は、一般財団法人日本品質保証機構より、2022年11月10日付で環境マネジメントシステム (ISO14001) の更新審査を受け、2023年1月7日付で登録更新が可能となる旨の報告を受けました。

(6) 主な教育・研修の実施状況

当社は、取締役および社員のコンプライアンスへの理解を深め、職務執行を適正に行う環境を整備するために、主にコンプライアンス、情報セキュリティ、個人情報保護および環境に関する教育・研修を実施しました。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 満期保有目的債券……………償却原価法 (定額法)

(2) 子 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

(3) その 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品…………… 個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8～24年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 6～15年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア…………… 社内における利用可能期間 (5年以内) に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) プログラム保証引当金

販売済ソフトウェア製品の保証期間中における補修費に充てるため、売上高に対応した補修費を過去の実績に基づいて計上しております。

(3) 受注損失引当金

ソフトウェア開発の受注契約にかかる将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額相当額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。契約開始時において、一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としています。

当社の主要な事業であるソフトウェア開発事業は、システム構築に係わる企画提案から要件定義、開発・構築、運用に至るまでの一切のソフトウェア開発のためのサービス提供を行っており、これらは、当社作業の進捗に伴い顧客への引き渡し及び検収ができる状態に近づくため、期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額等で履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法にて計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は次のとおりです。

ソフトウェア開発の受注契約に関して、従来は事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は1,406,151千円増加し、売上原価は1,047,456千円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ358,694千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は67,573千円増加しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 損益計算書

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「保険事務手数料」(前事業年度6,295千円)は、金額的重要性が高まったため、当事業年度においては独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 741,595千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の計上にあたり、事業計画を基礎とした将来の課税所得の充分性、タックスプランニングの存在の有無および将来加算一時差異の充分性により回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の算出は、事業計画を基礎とし、一時差異に係る税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率に基づいて繰延税金資産を計上しております。将来において解消が不確実であると考えられる一時差異については、評価性引当額として繰延税金資産を減額しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見込額の変化や、その他の要因に基づき繰延税金資産の回収可能性の評価が変更された場合、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

2. 受注損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

受注損失引当金 ー千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

ソフトウェア開発の受注契約にかかる将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

② 主要な仮定

受注契約にかかる受注額および残作業の予測に基づき、将来の損失額を見込んでおります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

受注契約にかかる受注額の変更や残作業の予測の見直しにより、将来の損失見込額が変更された場合、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

3. 一定期間にわたり履行義務が充足される契約に関する収益の認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高	19,053,203千円
契約資産	2,176,490千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額等で履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法にて計上しております。

② 主要な仮定

ソフトウェア開発にかかる工数等に基づき、見積総原価を算出しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

見積総原価の見直しが必要となった場合等に、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	403,046千円
2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債務	3,618千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
販売費及び一般管理費	34,198千円
営業取引以外による取引高	109千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	18,287,000	—	—	18,287,000

2. 自己株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	1,392,999	1,880	151,000	1,243,879

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式の無償取得による増加

1,800 株

単元未満株式の買取りによる増加

80 株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少

91,900 株

譲渡制限付株式の付与による減少

59,100 株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年2月25日 定時株主総会	普通株式	844,700	50	2021年11月30日	2022年2月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年2月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	852,156	50	2022年 11月30日	2023年 2月24日

4. 当事業年度末における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)
2016年2月25日開催の定時株主総会決議によるストック・オプション	普通株式	58,700
2017年2月23日開催の定時株主総会決議によるストック・オプション	普通株式	235,200
2018年2月22日開催の定時株主総会決議によるストック・オプション	普通株式	249,500
2019年2月27日開催の定時株主総会決議によるストック・オプション	普通株式	217,600

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	47,654千円
未払賞与	270,715千円
未払賞与に係る社会保険料	38,254千円
役員退職慰労引当金	196,479千円
退職給付引当金	21,284千円
資産除去債務	22,423千円
ゴルフ会員権評価損	16,605千円
株式報酬費用	35,648千円
その他有価証券評価差額金	90,673千円
その他	30,441千円
繰延税金資産小計	770,180千円
評価性引当額	△23,371千円
繰延税金資産合計	746,809千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△5,213千円
繰延税金負債合計	△5,213千円
繰延税金資産の純額	741,595千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整項目)	
交際費等永久に損金と認められないもの	0.2%
受取配当金等永久に益金と認められないもの	△0.1%
住民税均等割額	0.4%
評価性引当額の増減額	0.1%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.2%

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、独立系のソフトウェア会社として、経営理念の特色を生かし、自立した企業体質を維持するためにも、安定した資金計画が事業継続の絶対条件であるという認識のもと、従来から大手ユーザーの基幹システムに係るソフトウェア開発の継続的受注に努め、安定的な収入の確保と生産性向上に見合った経費を予算化して支出の歯止めをかけ、無理のない資金計画を推進できる財務体質の強化に努めております。

以上の方針に基づき、資金運用については、余資を安全性の高い金融資産により運用しております。デリバティブ取引については、行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

① 売掛金

営業債権である売掛金に係る取引先の信用リスクは、売掛債権管理規程に従い、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、信用状況を年1回見直し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握および軽減を図っております。

② 投資有価証券

主として満期保有目的の債券、株式、投資信託である投資有価証券に係る市場価格の変動リスクは、有価証券管理規程に従い、定期的に時価または発行体の財務状況等を把握して、保有状況を継続的に見直しております。

③ 買掛金、未払金および未払法人税等

営業債務である買掛金、未払金および未払法人税等に係る流動性リスクは、月次の予算統制に基づき、適時に資金繰り計画を作成することにより、管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年11月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	400,000	397,976	△2,024
その他有価証券	2,939,003	2,939,003	—
資産計	3,339,003	3,336,979	△2,024

- (注) 1. 現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	10,000

上記は、当社の非連結子会社である株式会社アドバートの株式であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	11,407	—	—	11,407
その他	2,927,595	—	—	2,927,595
資産計	2,939,003	—	—	2,939,003

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	397,976	—	397,976
資産計	—	397,976	—	397,976

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

その他有価証券は、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によって評価しており、その時価をレベル1の時価に分類しております。

満期保有目的の債券は、取引金融機関から提示された価格により評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員および個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員	中谷 昇	(被所有) 直接0.46%	当社代表取締役 役社長	ストック・ オプションの 権利行使 (注)	29,140千円	—	一千円

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

2016年2月25日定時株主総会および2019年2月27日定時株主総会の決議により発行した、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使であります。また、当該取引金額は新株予約権の権利行使価額の総額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ソフトウェア開発	その他	合計
一定の期間にわたり移転されるサービス	19,053,203	—	19,053,203
素材・建設業	1,577,080	—	1,577,080
製造業	3,818,577	—	3,818,577
金融・保険業	7,556,780	—	7,556,780
電力・運輸業	2,758,433	—	2,758,433
情報・通信業	2,649,361	—	2,649,361
流通・サービス業	682,537	—	682,537
官公庁・その他	10,432	—	10,432
一時点で移転されるサービス	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	19,053,203	—	19,053,203
外部顧客への売上高	19,053,203	—	19,053,203

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記の「5. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,343,812	1,577,148
契約資産	635,584	2,176,490
契約負債	5,065	4,040

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の額に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,136円19銭
2. 1株当たり当期純利益	120円53銭